

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

合併協議会ニュース

編集・発行 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局
住 所 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL(0133)76-1101 FAX(0133)72-5990
e-mail ishikari1@ishi3-gappei.jp
URL http://www.ishi3-gappei.jp

第6号

平成15年11月19日発行

合併協議会は、合併の判断材料として「合併するとした場合の姿」を協議する組織です。

協議会・小委員会を傍聴して下さい。 協議の過程も判断材料です。



健康診査や検診事業の自己負担額については、合併時に石狩市の制度に合わせることから、厚田村、浜益村の住民の皆さんは、これまでの負担額に増減が出てくることとなりました。

一方、健康増進事業、健康教育、マタニティスクール、訪問歯科指導など、新たなサービスが受けられることとなっています(3面参照)。

合併するとした場合の姿は、一つの制度だけで判断するのではなく、全体を見て判断することが必要だと考えています。

「新市の住民サービス」 あなたならどう考えますか？

今回も、住民の皆様の関心が高い「住民サービス」に関する協議を行いました。2件の議案が次回に持ち越されることになりました。

協議の焦点の1つとなったのは、浜益村が実施している「乳児、児童及び生徒歯科医療費助成事業」で、3歳以上義務教育終了までの子供たちの歯科医療費を村が助成する制度です。浜益村の平成14年度の実績では、49件、約86万円の経費が支出されており、その割合で新市全体が実施すると3,700万円以上の経費が見込まれることとなります。

新市の財政負担や助成の必要性などを考慮し、事務局の調整案として「合併時に廃止する」という提案をしましたが、これについて「住民サービスを高い水準に合わせるため、そのまま制度を残すべき」「財政負担が大き過ぎる」「全体のバランスを見た場合廃止は妥当だ」などの議論に分かれ継続協議となりました。

これは、今後の「住民サービス」の検討・協議を進めるうえで、一定の方向性を示す大切な議論であると考えます。皆さんには、協議の結果だけで判断するのではなく、このような議論の過程についても判断の材料にしていきたいと思います。議論の場をオープンにすることが、合併協議会を設置した重要な目的の1つです。

防災関係

風水害、地震など災害時の対応策については、地域防災計画を合併時まで策定し、防災体制を整えることが確認されました。

防災行政無線は、合併後に地域の実情を把握したうえで、必要な施設整備を図ることが確認されました。整備されるまでの災害対応は、北海道総合行政ネットワーク、消防無線の利用が考えられています。

姉妹都市・国際交流関係

石狩市が姉妹都市を提携している、カナダキャンベルリバー市、ロシアワニノ市、中国彭洲市については、これまでどおりとすることが確認されました。

厚田村が友好町村を提携している、石川県門前町については、門前町も合併協議を進めていることから、合併後、新たに検討することが確認されました。

戸籍・住民基本台帳関係

土・日・祝日・夜間でも住民票、戸籍の証明などが受けられる「住民票等自動交付事務」については、約8ヶ月程度の作業期間が必要であることから、合併後に石狩市の制度に合わせることを確認されました。

証明等手数料は、差異が小さいことから合併時に石狩市の制度に合わせることを確認されました。

主な証明等	石狩市	厚田村	浜益村
印鑑証明	350円	350円	300円
住民票写し	250円	250円	300円
戸籍謄本	450円	450円	450円
住民票(閲覧)	250円	350円	300円

健康づくり・保健サービス関係

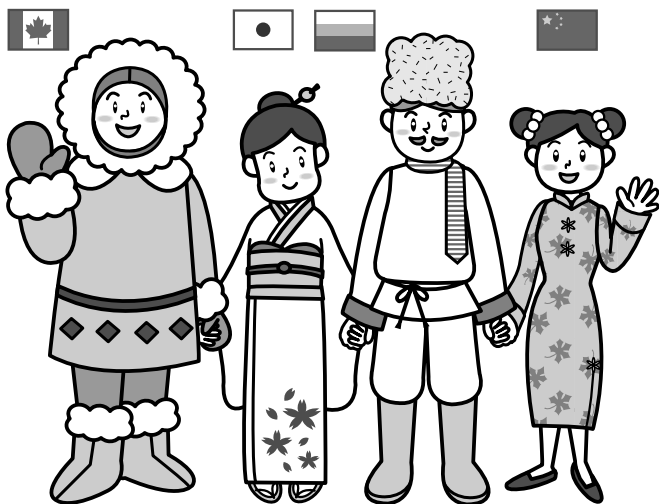
救急医療については、今までどおり石狩医師会を通じ実施していきます。

予防接種事業、結核予防事業、エキノコックス検診事業については、これまでどおり住民負担を求めず実施することが確認されました。

各種健康診査事業と各種検診事業については、対象年齢や住民負担の金額について3市村ではらつきがありますが、合併時に石狩市の制度に合わせることを確認されました。

浜益村のみで実施している「耳の健康相談」については、地域に耳に関する専門機関がないこと、また、その機関がある都市部から遠いこともあり、現行のとおり実施することが確認されました。

健康増進事業やパワーリハビリテーション事業など、プールや運動器具を使用する事業の、実施場所の拡大などについては合併後の検討となります。



健康診査事業及び検診事業の主な自己負担額の一覧

これらの事業については、合併時に石狩市の制度に合わせることとなりました。自己負担額のうち、「 」の記載がある事業については無料となる対象者があり、その対象者は、現行の国保加入者、生活保護世帯に加え、満70歳以上、老人保健医療受給者、市民税非課税世帯が無料となります。

事業名	内容	自己負担額(円)			石狩市の対象年齢	自己負担額増減額(円)		
		石狩市	厚田村	浜益村		厚田村	浜益村	
健康診査事業	一般健康診査	500	未実施		18～39歳	新たに受診することができる項目		
	節目健康診査	男性			2,500			40,45,50,55
		女性	4,000	60,65,70歳				
	老人保健事業基本健康診査	500	1,000	500	40歳以上	-500	0	
検診事業	乳幼児歯科検診	フッ素塗布(一類)	0	0	150	歯が生えてから 4歳0ヶ月児	0	-150
		フッ素塗布(二類)	0	0	300		0	-300
		サホライド塗布	0	0	200		0	-200
		骨粗しょう症検診	500	2,000	2,000	18～59歳の女性	-1,500	-1,500
	胃がん検診	39歳以下	2,000	500	500	30歳以上	+1,500	+1,500
		40歳以上	1,500	500	500		+1,000	+1,000
	乳がん検診	視触診	1,300	500	500	30歳以上の女性	+800	+800
マンモグラフィー		1,200	1,000	1,300	+200		-100	

主な保健サービス事業一覧

これらの事業については、合併時に石狩市の制度に合わせることにより、厚田村、浜益村で新たに受けられる住民サービスです。なお、健康増進事業、パワーリハビリテーション事業以外は料金無料です。

	事業の内容
健康増進事業	1.年代別健康づくり教室 ・ヤングコース、フレッシュ水中運動、ゆったり運動コースの3コース(各1,500円)
	2.健康増進 ・水中ウォーキング(2,500円)、フリープラン(施設使用料1回200円)の2コース
個別健康教育	(目的) 高脂血症、耐糖能異常、高血圧の要指導者に対する生活習慣の改善支援
両親教室	(目的) 両親が安心して育児をすることにより、健全な父性・母性機能の遂行と乳幼児の発育発達を促す (対象) 妊婦夫婦
マタニティスクール	(目的) 妊婦、出産に関する正しい知識の普及を図る (対象) 妊婦
子育て教室 離乳食教室	(目的) 地域の子育て仲間づくり及び離乳食についての知識普及 (対象) 5～7ヶ月の乳児
療法相談	(目的) リハビリテーションサービスに関する問題解決を図る(理学療法士、作業療法士が相談の実施) (対象) 在宅障害者等及びその家族
訪問歯科指導	(目的) 障害者・高齢者等の在宅生活の安定、口腔衛生の維持、向上を図る (対象) 障害者・高齢者等
在宅寝たきり者(児) 訪問歯科診査	(目的) 障害者(児)・高齢者等の口腔衛生の維持、向上、療養の安定を図る (対象) 寝たきりの障害者(児)
パワーリハビリテ ーション事業	(目的) 日常生活をより活動的にかつ安全に行うための身体的なパワーの向上を図り、リスクを軽減し、 社会参加を促進する (対象) 転倒や要支援、要介護のリスクを抱えている者、(料金) 施設使用料1回200円
理学療法コース	(目的) 日常生活動作等の訓練により、身体機能の維持・向上を図る (対象) 脳血管疾患等により身体機能が低下している者
作業療法コース	(目的) 楽しみの発見、生活の拡大、参加者同士の交流により、生活意欲の向上及び介護予防を図る (対象) 疾病や加齢のため心身機能の低下により趣味等から遠ざかっている者

第5回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会議案

報告	項目	協議結果
報告第1号	新市建設計画小委員会経過報告	承認
報告第2号	議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告	承認
協議	項目	協議結果
協議第1号	防災関係 ・合併時に新たな地域防災計画及び水防計画を策定し、災害時に備え、防災体制を整えておくものとする。 ・防災行政無線については、合併後に地域の実情を明確に把握し施設整備を図るものとする。	確認 15.10.27
協議第2号	戸籍・住民基本台帳関係 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	確認 15.10.27
協議第3号	医療給付関係	継続
協議第4号	保育所関係	継続
協議第5号	一般職の職員の身分の取扱い ・厚田村及び浜益村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて石狩市の職員として引き継ぐものとする。 ・職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、石狩市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとする。	確認 15.10.27
協議第6号	姉妹都市・国際交流関係 石狩市の提携する姉妹都市との交流については、現行のとおりとし、厚田村の提携する友好町村については、合併後に新市において検討するものとする。	確認 15.10.27
協議第7号	議会関係 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	確認 15.10.27
協議第8号	健康づくり関係 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	確認 15.10.27
協議第9号	保健サービス関係 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	確認 15.10.27

小委員会の協議状況

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

議会議員の定数と任期について、2つのパターンを検討・協議しています。

1. 合併後、地方自治法等に基づき、条例を改正し、厚田村・浜益村に選挙区を設けて、議員定数を30人とするパターン。
2. 合併前の石狩市議会議員の任期中、合併特例法に基づき、すべての議員50人が在任するパターン。

新市建設計画小委員会

新市のまちづくりの将来像となる「新市将来構想」と財政シミュレーションについて、検討・協議を進めています。

地域自治組織等小委員会

支所・出張所のあり方、地域審議会や地域自治組織のあり方について検討・協議を進めています。

会議の開催日程等について

第6回協議会は11月27日(木)13:00から、浜益村交流センター「きらり」で開催されます。

第7回協議会は12月25日(木)13:00から、石狩市花川北コミュニティセンターで開催されます。

協議会に関するお問合せは合併協議会事務局のほか、各市村企画担当までご連絡ください。

石狩市企画調整課 TEL 0133-72-3161
厚田村まちづくり推進課 TEL 01337-8-2011
浜益村総務企画課 TEL 013379-2111

合併に関するご意見・ご質問を募集しています

合併に関するご意見・ご質問がありましたら、FAX・電子メールなど形式を問わず、受け付けしております。

紙面・ホームページによりお答えしていきます。

合併協議会は傍聴できます。

合併協議会の会議は、どなたでも傍聴することができます。(当日受付)

会議録を公開する場所

石狩市

- ・石狩市役所
- ・石狩市民図書館
- ・石狩市民図書館花川北分館
(花川北コミュニティセンター内)
- ・石狩市民図書館花川南分館
(花川南コミュニティセンター内)
- ・石狩市民図書館八幡分館
(八幡コミュニティセンター内)

厚田村

- ・厚田村役場
- ・厚田村総合センター

浜益村

- ・浜益村役場
- ・浜益村交流センター(ふれあいセンターきらり)

- ・石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局(石狩市役所3階)
- ・閲覧時間については各所の執務時間又は開館時間となっております。